

ドミニカ国治安状況についての注意喚起

ドミニカ国の夜間外出禁止令は、12月8日に首都ロゾーおよび周辺については解除されましたが、国全体としてはインフラ等の復旧も十分でなく、治安も回復したとは言いがたいため、渡航の際は引き続きご注意ください。

ドミニカ国は今年9月19日にハリケーン・マリアにより、国中のインフラが破壊されるなど、甚大な被害が出ました。

その後、同国においては略奪行為が日常化するなど、治安が大幅に悪化したため、夜間外出禁止令が発令されました。

12月8日に、首都ロゾーおよび周辺地域については、外出禁止令は解除されたものの、国全体としてはインフラの復旧も十分ではなく、治安も完全に回復したとは言いがたい状況です。

上記の理由から、ドミニカ国への渡航の際は、事前に情報を収集するとともに、現地では治安情勢に十分注意をしてください。

また、渡航に際しては事前に旅行保険に加入することをお勧めします。

在トリニダード・トバゴ日本国大使館（アンティグア・バーブーダ，セントクリストファー・ネイヴィス，ドミニカ国，セントルシア，セントビンセント，グレナダ，スリナムを兼轄）

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago, W. I. (P.O.Box1039)

電話：628-5991

国外からは（国番号 1-868）628-5991

FAX：622-0858

国外からは（国番号 1-868）622-0858

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail: embassyofjapan@po.mofa.go.jp